陳 情 文 書 表

平3()陳情第20号	平成30年11月15日受理
件名	横田ラプコンの撤廃を国り	こ求める意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	川崎市幸区幸町4-8 自主・平和・民主のたる 代表 原田 章弘	青柳ビル2階 めの広範な国民連合・神奈川
	陳情	の 要 旨

最近、首都圏の上空が米軍によって占領されているという厳然たる事実が、あらためて住民の前に明らかになりました。11月4日付「読売新聞」は1面トップで、そこを通る日本の民間旅客機のごく一部の管制を日本側が行う見通しになったと報じました。

首都圏を含む1都8県(東京、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、山梨、長野、新潟)の上空にまたがる高度約2,400~7,000メートルの広大な空域は、戦後73年たった今も、日米地位協定に基づき米軍が航空管制権を握っており、日本の民間旅客機は自由に飛べない占領状態が続いています。いわゆる「横田ラプコン」と呼ばれる治外法権の空域です。

ところが、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて羽田空港の国際線発着枠を広げようとすると、この横田ラプコンが障害となって立ちはだかっていることが明らかになり、そのため政府は米軍に対して通過できるように交渉してきました。

一度は拒絶されたという報道がありましたが、「夕方の約4時間だけという条件付きで合意する見通しとなった」という報道がありました。

なんという理不尽、主権国家としてあるまじき屈辱的な事態が続いているのでしょうか。首都圏上空でさえ、米軍の許可がなければ日本の飛行機が自由に飛べず、羽田空港の離発着は、横田ラプコンという占領空域を迂回せざるを得ず、乗員乗客は時間と費用、安全面で負担と犠牲を強いられているのです。読売新聞の報道にあるように、日米合同委員会でごく限られた条件付きの日本への「管制」が認められたとしても、首都圏の住民にとって黙って受け入れるわけにはいきません。これを機に、首都圏の上空の主権を取り戻す声を大きく広げるべきではないでしょうか。

オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることに伴い 明るみになった、米軍による首都圏上空の占領実態を首都圏はもとより、 国際的にも明らかにし、世界に向かって主権を取り戻すアピールをするチャンスです。

これまでも、沖縄をはじめとして「第二の基地県・神奈川」でも、米軍・米兵が事件・事故を起こすたびに、原因究明・再発防止を求めてきましたが、米軍・米兵の事件・事故は一向になくなりません。その根源には、「憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」という日本政治の屈辱的現状がある、と故翁長雄志沖縄県知事は指摘していました。

今年7月の全国知事会は、原則として航空法や環境法令などの国内法を 米軍にも適用させることを求めて、全会一致で日米地位協定の抜本的な見 直しを求める「米軍基地負担に関する提言」を採択、国へ要請しました。 全国的世論を高める画期的な行動です。

私たちも、県内の各団体と連携し、この2年間、連続して渉外知事会を前に、黒岩県知事に対し、日米地位協定の抜本改定を求める集会と要請行動に取り組んできました。労働組合の連合神奈川も7月に「平和ビジョン」を策定して、「日米地位協定の抜本的見直し」を求めています。県民世論と運動のうねりを興し、国に対して抜本的な見直しを求める機運は広がっています。

横田ラプコンを撤廃させる問題は、首都圏住民にとって喫緊の課題となっており、日米地位協定抜本改定に向けての具体的な第一歩となります。

私たちは、住民の生活と安全・安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラプコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、国内法を適用するよう要請する意見書を国に対して提出されることを陳情いたします。

陳情事項

住民の生活と安全・安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラプコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、航空法や環境法令などの国内法を適用するよう要請する意見書を国に提出すること。